

所沢市告示 第 281 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、

次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 許可番号 令和 6 年 11 月 19 日
第 29R060310 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 5 月 29 日
第 36R07008 号

3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（仮換地）所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業19街区5-1-2-1画地、同街区5-1-2-2画地、同街区5-1-2-3画地、同街区5-2-2-1画地、同街区5-2-2-2画地、同街区5-2-2-3画地、同街区6-1-1画地、同街区6-1-2画地、同街区7-1画地、同街区7-2画地、同街区7-3画地、同街区7-4画地、同街区7-5画地、同街区7-6画地、同街区7-7画地、同街区7-8画地、同街区7-9画地、同街区7-10画地、同街区7-11画地、同街区7-12画地、同街区8-1画地、同街区8-2画地、同街区8-3画地、同街区8-4画地、同街区8-5画地、同街区8-6画地、同街区8-7画地、同街区8-8画地、同街区8-9画地、同街区8-10画地

（従前地）所沢市東狭山ヶ丘二丁目2897番8、同番9、同番10、同番11、同番12、東狭山ヶ丘三丁目2860番1、同番5、同番6、同番7、2865番1、同番2、同番3、同番4、同番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11、同番12、2870番2、同番3、同番4、同番5、同番6、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行田市持田三丁目2番17号

株式会社ファイブイズホーム

代表取締役 細井保雄

公 示 送 達 書

所沢市告示第 282 号

令和7年5月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を
経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長

小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納税通知書番号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 283 号

令和 7年 5月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝彦

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 284 号

令和 7年 5月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納税通知書番号	住所（所在地）及び氏名（名称）

所沢市告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項に規定する指定障害児相談支援事業所を次のとおり指定した。

令和7年5月30日

所沢市長 小野塚 隆博



事業所番号	事業者の名称及び事務所の所在地	相談支援事業所の名称及び所在地	指定相談支援の種類	指定年月日	障害種別
(特定相談) 1132501568 (障害児相談) 1172500553	特定非営利活動法人 インターメディカル 所沢市喜多町5番13号 パークサイドビル1階	相談支援事業所 あるこ 所沢市喜多町13番8号 ランドフォレスト航空公園 101号室	特定相談支援事業 障害児相談支援事業	令和7年6月1日	特定なし

所沢市告示第 286 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」の下記事項について、同条第11項の規定による変更の届出があったので、同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の区分について告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

変更があった事項及びその内容（所沢松が丘自治会）

1 代表者の氏名
及び住所

2 変更の年月日 令和 7 年 5 月 11 日

所沢市告示第 287 号

所沢市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 288 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物に係る一団地の認定をしたので、同条第8項の規定により対象区域及び縦覧場所を次のとおり公告する。

令和 7年 5月30日

所沢市長 小野塚 勝 

1 一団地の区域

所沢市小手指町一丁目25番8、25番27、25番37、25番38、25番39、25番43、25番44

2 縦覧場所

所沢市役所 街づくり計画部 建築指導課

3 認定年月日及び認定番号

令和7年5月29日 第1号